高齢者の交通事故防止 県民運動



期間

前期 令和8年 11月9日(月)▶15日(日)

後期 令和9年 3月9日(火)▶15日(月)





運動の重点 道路横断時等における高齢歩行者の安全確保



運動の重点 高齢運転者の安全運転意識の向上と行動の徹底



運動の重点 自転車ヘルメットの着用等の安全利用の促進



運動の重点 反射材用品の着用及びハイビーム活用の促進

交通安全山口県対策協議会

高齢者の交通事故防止

高齢者が関与する交通事故 【令和8年上半期】

○ 歩行者の交通事故

歩行者の状態別死者・重傷者数

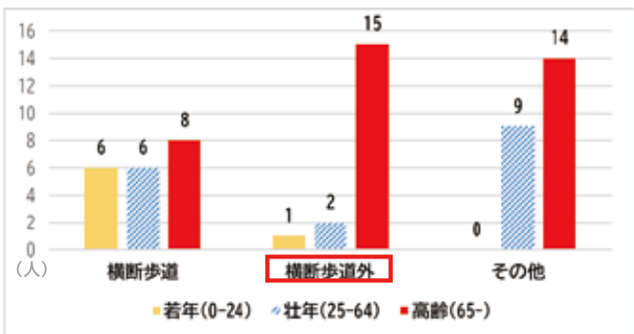

➤ 高齢歩行者は、特に「横断歩道外」を横断中に被害に遭う事故が多い

○ ドライバーによる交通事故

死亡・重傷事故件数（免許保有人口10万人あたり）

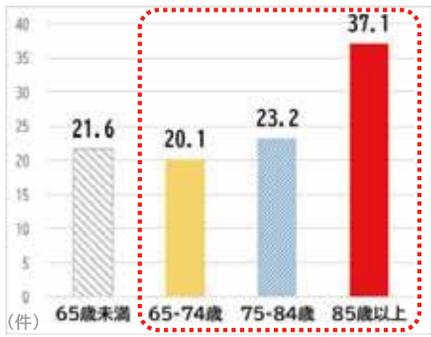

ドライバー事故とは、原付以上の車両を運転して第一当事者となった事故をいう



➤ 高齢ドライバーは、重大事故の第一当事者となる割合が高い

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました!



生活道路とは!?

主に地域住民の日常生活に利用され、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。




【上記は生活道路の一例です】

引き下げの理由は!?

■ **歩行中や自転車乗車中に死傷した人の割合**がその他の道路に比べて、**高い傾向**にある

■ 30km/hを超えると交通事故が発生した際の**歩行者の致死率**が**大幅に上昇**する

■ 30km/hまでが、**突発事象**（飛び出し等）に**ドライバーが対処可能**な速度とされている

【警察庁HP】



生活道路では以下に注意して運転しましょう。

○ 速度を控えた安全速度

○ 歩行者優先意識を持つ



山口県警察